

(案)

答 申 書

令和元年 月 日

郡山市簡易水道料金審議会

目 次

	ページ
1 はじめに	P1
2 本市の簡易水道料金について	P2
3 料金改定について	P3
(1) 料金水準について	P3
(2) 算定に係る期間の考え方について	P3
(3) 各事業の料金体系の統一について	P4
(4) 料金の改定に当たって配慮すべき事項	P4
(5) 料金改定後の経営に当たって	P5
4 これからの簡易水道事業について	P5
郡山市簡易水道料金審議会委員	P6

簡易水道料金の在り方について

1 はじめに

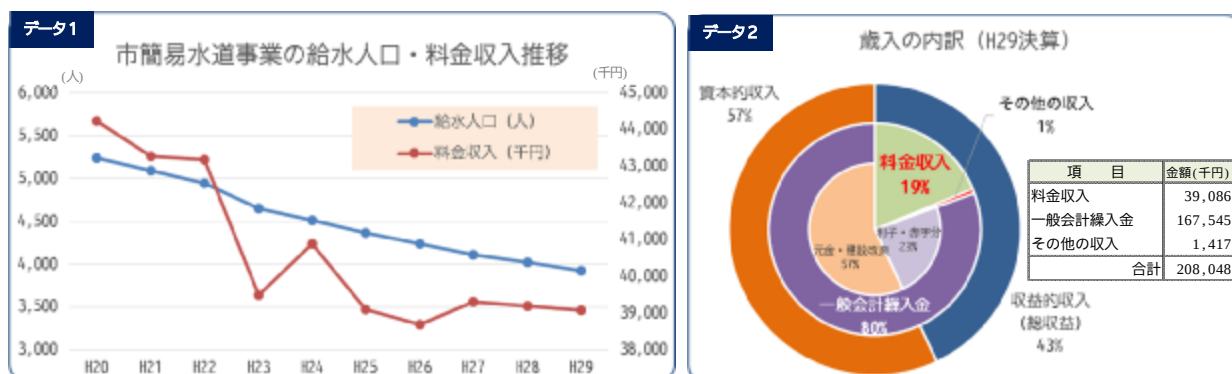
本審議会は、平成 30（2018）年 11 月に簡易水道料金の在り方について諮問を受け、2 か年にわたり慎重に審議を行った。

簡易水道事業は水道法に基づく給水人口が5,000人以下の水道事業であり、郡山市においては、昭和36（1961）年に開始した中田簡易水道及び湖南簡易水道、熱海中山簡易水道の3事業を運営し、平成31（2019）年3月末現在1,501戸、3,805人に水道水を供給している。

当該事業は開始当初から上水道事業に比べ著しく低廉な料金体系により提供され、地域住民の重要な生活基盤としての役割を果たしてきたところであるが、今後は上水道給水地域等と比較して高い高齢化率や人口減少等により将来においても水需要及び収益の減少が見込まれる（※データ1）ほか、老朽化施設の増加等による更新費用の確保や気候変動等の影響により頻発する自然災害への対応などに多額の費用が必要になると考えられる。

しかしながら、本来は料金収入により事業運営すべきところを、事業開始当時の地域の諸事情により上水道料金に比べ著しく低廉な料金体系を基本とし、その改定については消費税等への対応を除き、湖南及び熱海中山は20年、中田においては25年間据え置いてきたこと、また施設を整備した際に借り入れた地方債の償還金が多額であること等から、料金回収率は類似団体と比べても大幅に下回っているのに加え、老朽化等施設の更新先送りや一般会計からの繰入金に依存した運営となっている（※データ2）のが現状である。

このような状況の下、水道の基盤を強化することによって「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的とする水道法の本旨に基づき、利用者の負担等を考慮しながらも、本市の簡易水道事業が行うべき「安全な水道水の安定した供給」を将来にわたり持続可能なものとすることを念頭に審議を重ねたところ、次のような結論に達したものである。



2 本市の簡易水道料金について

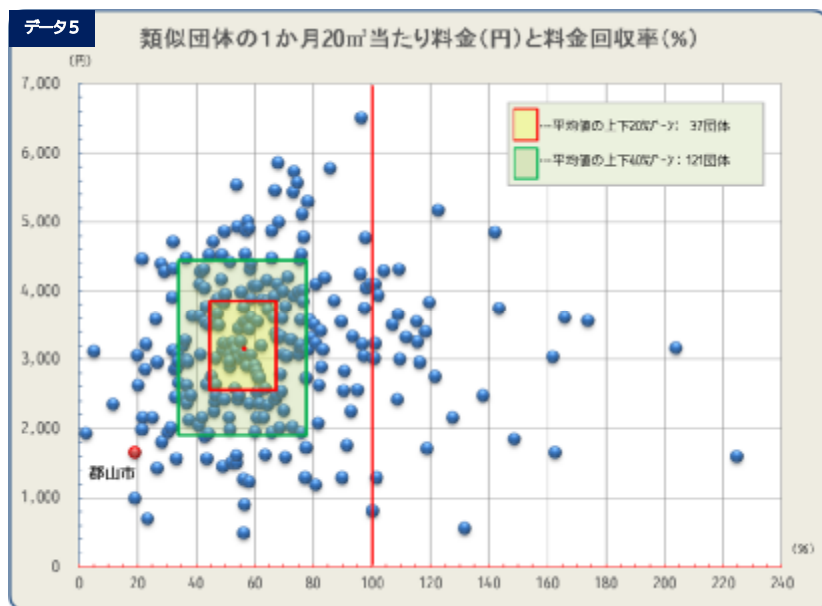
料金の算定に当たっては、水道法施行規則にも示されるとおり概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されるべきであることから、本来であれば上水道事業に準じ、4年程度の算定期間において料金回収率が100%を超える料金水準まで引き上げることが望ましい。

しかしながら、本市簡易水道事業においては平成29年度決算で料金回収率が19.31%と、類似団体平均の58.52%を大きく下回り（※データ3）、料金体系も全国の類似する規模の事業や県内の他の事業に比べ著しく低い水準にあるため（※データ4・5）、一般会計繰入金による多額の補てんにより収支を保っていると言わざるを得ない。



このような状況により、財政の均衡を保つことを可能とする給水収益の水準は、現状の数倍にも及ぶことから、非常に大きな料金改定となるのは明らかであり、このことは簡易水道利用者の生活に対し多大な影響を生じさせると思われる。

このことから、本市簡易水道事業の財政状況等を鑑みると、料金の引き上げ改定は先延ばしすることなく実施すべきであると考えるが、改定に当たっては次項に述べる内容について十分に検討し、配慮することが望ましい。



3 料金改定について

(1) 料金水準について

水道事業の性質を鑑みれば、本来、一つの地方自治体においては同一のサービス、同一の料金であるのが望ましい。しかしながら、本市の事業運営の現状では上水道料金と比較し、湖南及び熱海中山簡易水道の料金で約1.9倍、中田簡易水道の料金では約2.4倍の格差があることから、利用者の負担を考慮すると、短い期間で同水準の料金に改定するのには相当な困難が伴うと言わざるを得ない。

このことから、料金改定に当たっては、本市簡易水道の現状及び上水道との施設格差、長年にわたり料金を据え置いてきた経緯等、本市簡易水道事業の持つ特性や住民生活への影響を十分に考慮し、資本的支出である地方債償還金を除き、当面事業の維持管理に係る費用を賄える料金水準を目指すべきである。

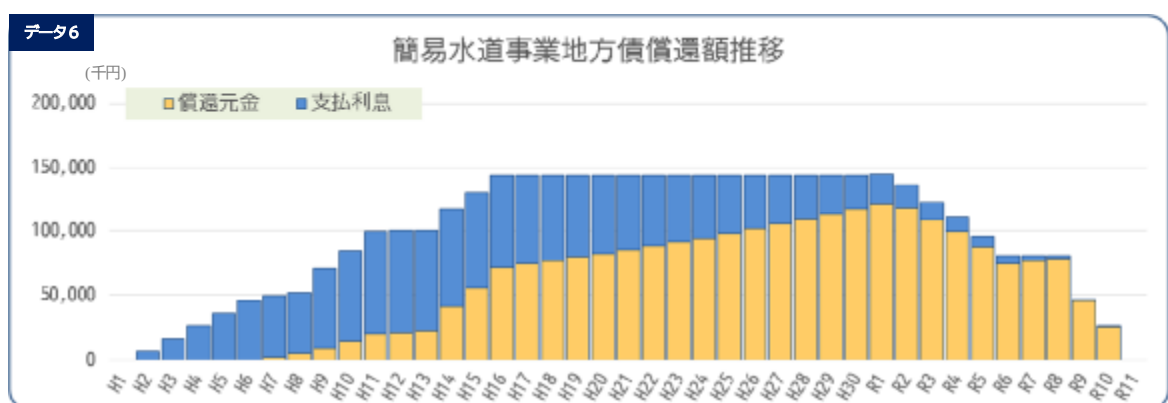
(2) 算定に係る期間の考え方について

水道料金の算定期間については3年から5年とすることが適当とされていることから、本市上水道事業においても4年間となっていること、政策に対し責任を持つ市長の任期が4年であること等を鑑みると、基本的には4年程度とすることが望ましい。

しかしながら、本市簡易水道事業が目指すべき料金水準と現行料金との間には湖南及び熱海中山簡易水道で1.7倍、中田簡易水道で2.1倍と、やはり大きな差があることから、4年の間で激変緩和措置を設けたとしても改定率は湖南及び熱海中山簡易水道で68.0%、中田簡易水道で114.2%となり、利用者への負担が過大となることは明らかである。

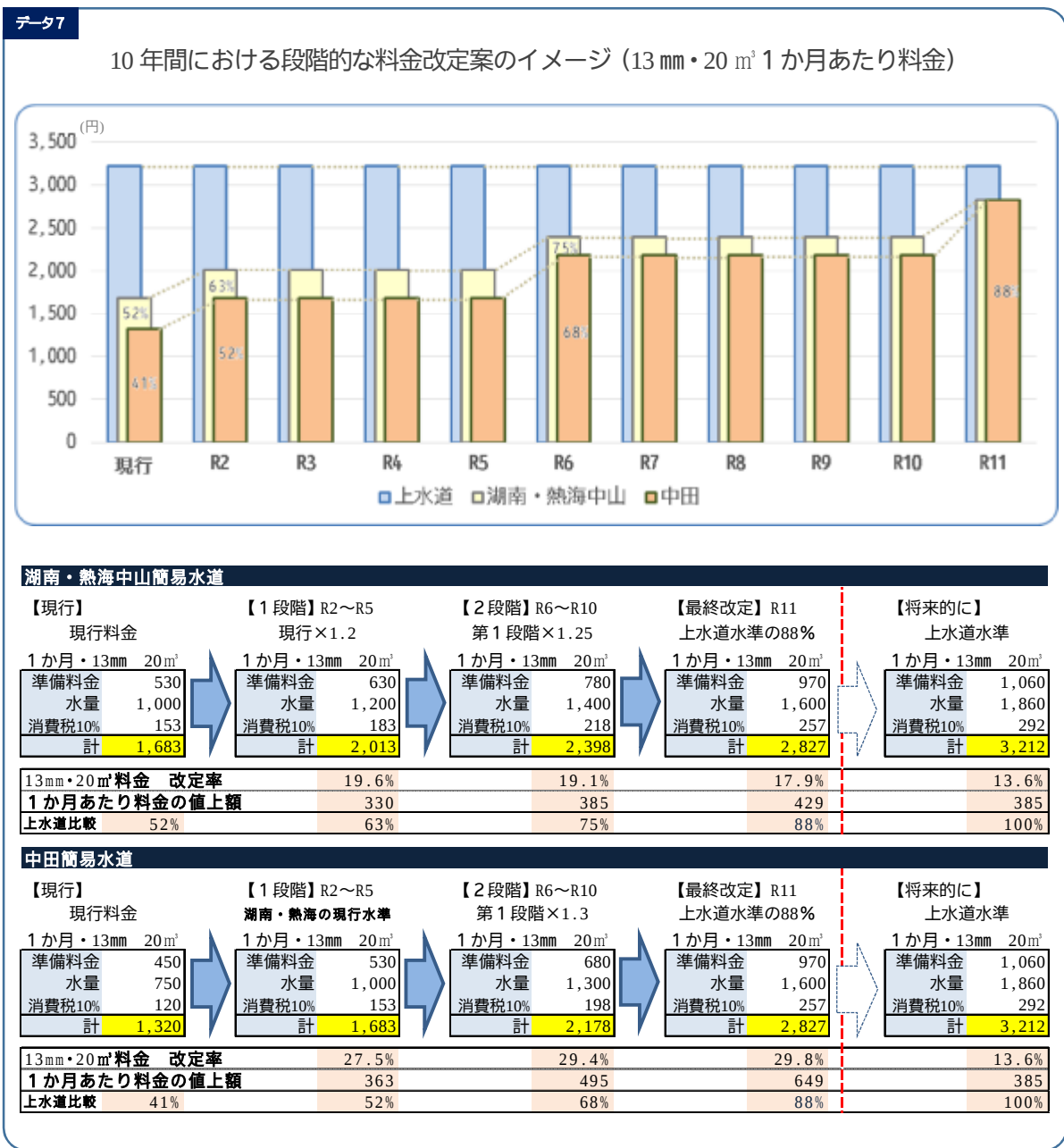
このことから、今回の改定に当たっては、総務省の示す地方公営企業の中長期的な経営プランである「経営戦略」の標準的な計画期間でもある10年間（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度まで）について財政推計を行い、その中で3から5年程度のスパンで段階的に改定を行っていく見通しを持つべきであると考える。

なお、10年間で財政推計を行った場合、現在事業が抱える地方債の償還が9年目の令和10（2028）年度に完了すること（※データ6）等から、最終年度までにおいては料金回収率の改善及び将来的な施設への計画的な再投資が可能になると思われる。



(3) 各事業の料金体系の統一について

また、今回の改定においては、個別の各事業の収支のみを捉えて各々に料金を求めるのではなく、本市簡易水道事業全体で経営を捉え、単独では脆弱な各事業を相互に補う「市内での広域化」に向け、湖南及び熱海中山と中田との間で異なる料金を最終的に統一させるべきである。



(4) 料金の改定に当たって配慮すべき事項

料金改定に当たっては、消費税等改定分を除き 20 年以上の長きにわたり料金の改定が行われなかった経緯や、それぞれの地域における利用者等への経営状況の説明責任、歴史的な背景を踏まえつつ、十分な利用者への説明、周知を図るべきである。

(5) 料金改定後の経営に当たって

料金改定を行うことにより、事業の経営状態には一定の改善が見込まれる。

しかしながら、独立採算が可能な水準には容易に到達し得ないこと、給水地域の特性から施設整備に係る事業費が経営規模に比して高額となる傾向にある上に、令和 10（2028）年度までは既存施設整備時の地方債償還が続くこと等を勘案すると、一般会計からの繰入金による支援は、今後とも一定程度必要であると考ええる。

そのためには、事務効率化等により常に歳出の削減を図り赤字補てんの削減に努めるとともに、給水人口減少を見据え、施設の規模縮小も視野に入れた効率的かつ計画的な更新を図る等、一層の合理化が求められる。

4 これからの簡易水道事業について

今回の審議結果等を踏まえ、本市簡易水道事業の「あるべき姿」実現に向け、今後とも経営状況及び適正な料金の在り方については、常設の附属機関による定期的な審議を継続して行うことが望まれる。

また、地方公営企業としての水道事業・簡易水道事業を取り巻く現状を踏まえ、令和元（2019）年10月1日施行の改正水道法の趣旨に則り、水道の基盤強化を図り将来にわたって安全な水を安定的に供給するために、水道事業として統一的なサービス提供を行い、施設維持管理・整備、経理、料金徴収等を効率化しスケールメリットを求める「市内での広域化」を図るべく、簡易水道事業の上下水道局への事務移管や上水道事業との経営統合等も具体的に検討すべきであると考ええる。

その実現に当たっては、近年全国の水道事業及び簡易水道事業における「市内水道料金の統一化」の推進を念頭に検討すべきである。

郡山市簡易水道料金審議会

会 長	高 橋 迪 夫
副会長	會 田 久仁子
委 員	岩 田 教 一
委 員	大 竹 聡 美
委 員	加 瀬 順 一
委 員	香 西 利 伸
委 員	小 山 伝一郎
委 員	斎 藤 敏 哉
委 員	佐久間 孝
委 員	佐 藤 裕 弥
委 員	真 壁 徹
委 員	満 田 仁 一
委 員	宗 像 希 一